⑸　2⑴④に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : Basic design for National Hospital Organization Kyushu Cancer Center

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. September 5th, 2011

⑷　Time-limit for the submission of proposals : 5 : 00 P.M. November 16, 2011

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Director, Accounting Division, National Hospital Organization Kyushu Cancer Center, 3―1―1, Notam, Minami-ku, Fukuoka-Ken 811―1395, Japan. TEL 092―541―3231 ext. 2206

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

独立行政法人国立病院機構九州がんセンター新築工事の基本・実施設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成23年8月22日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
九州がんセンター院長　岡村　　健

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　40

○第12704号（№12704）

1　業務概要

⑴　業務名　独立行政法人国立病院機構九州がんセンター新築工事基本・実施設計業務

⑵　業務内容　基本・実施設計業務の全部（建築・設備・外構その他を含む）

⑶　履行期限
基本設計　平成24年5月24日（約6ヶ月）
実施設計　平成25年6月12日（約12ヶ月）

2　申請の時期　平成23年8月22日から平成23年9月5日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成23年9月5日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　競争参加資格申請書の交付場所
〒811―1395 福岡県福岡市南区野多目3丁目1－1　独立行政法人国立病院機構九州がんセンター　企画課　企画課長　森　　幸一
電話092―541―3231　内線2206　ＦＡＸ092―551―4585

⑵　交付期間　平成23年8月22日から平成23年9月5日まで

⑶　申請書の提出方法　申請者は、申請書に独立行政法人国立病院機構九州がんセンター新築工事の基本・実施設計共同体協定書（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑷　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての参加資格がないと認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の①から③に該当しない者で、④から⑥に掲げる条件を満たしている者の組合せであること。

①　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

②　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間等を適用する。

一　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。

三　交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。

四　監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者。

六　前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

七　前各号に類する行為を行った者。

③　②に該当する者を入札代理人として使用する者。

④　厚生労働省から九州ブロックにおける建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後九州ブロックにおける一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑤　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（④の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑥　参加表明書の受領期限の日から技術提案書の特定の時までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、独立行政法人国立病院機構九州がんセンター新築工事の基本・実施設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、独立行政法人国立病院機構九州がんセンター新築工事の基本・実施設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、独立行政法人国立病院機構九州がんセンター新築工事の基本設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、独立行政法人国立病院機構が定めた様式によるものであること。

5　設計共同体としての審査　4に認定されていない設計共同体については、次に掲げる項目について総合点数を付与し、210点以上である場合、設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　年間平均実績高の審査

⑵　自己資本額の審査

⑶　有資格者数の審査

⑷　営業年数の審査

6　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4⑴④の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3による申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴④の認定を受けていない構成員が4⑴④の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、4⑴④の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4⑴④の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

7　資格審査結果の通知　資格審査の結果は、独立行政法人国立病院機構九州がんセンター院長から「競争参加資格認定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間　6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。

ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。